

# 広域連携調査研究支援のご案内

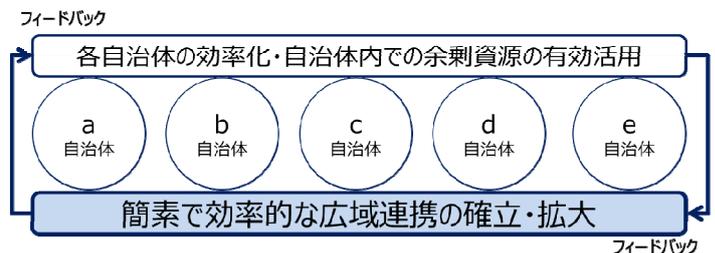
人口減少・少子高齢化・グローバル化など、地域を取り巻く環境の変化を見据えた調査研究活動をご支援します

## 1. 地域を取り巻く環境の変化を見据えた広域連携調査研究の必要性

### (1) 地域を取り巻く環境の変化

本格的な人口減少・少子高齢化・グローバル化など、地域を取り巻く社会経済環境の構造的変化は、地方自治体の経営環境に大きな影響を及ぼすことが予想されています。特に、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、税収減少・財政支出増加等のマイナスの影響が大きく、効率性の高い自治体経営を確立するための様々な地方創生に係る取り組みを進める必要があります。

目指すべきは、簡素で効率的な広域連携の確立・拡大です（右図参照）。この連携により生み出された資源により、各自治体の効率化・自治体内での余剰資源の有効活用を図ることが求められます。



### (2) 課題に対応した広域連携制度の拡充

このような社会構造変化を踏まえ、ICT化による業務の効率化を前提にした広域連携の進展が想定されます。2018年7月に答申が出された「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」においても半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体などの「スマート自治体への転換」とともに「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」が示されています。

今までの広域連携事例は、地方自治体とは別の広域連携組織を立上げ、事務を共同執行することが多く、効率性・機動性に乏しい組織運営が行われている場合もあります。しかしながら、地域を取り巻く厳しい環境変化に対応するためには、簡素で効率的な広域連携の確立・拡大を目指す必要があります。

近年制度化された機関等の共同設置・内部組織の共同設置等の制度も含め、連携協約は、簡素で効率的な広域連携の確立・拡大に向けた手法とすることが必要です（右図参照）。

① 特別地方公共団体	② 広域連合	③ 協議会	④ 機関等の共同設置	⑤ 内部組織の共同設置	⑥ 職員の派遣	⑦ 公の施設の区域外設置と他の団体の公の施設の利用		
							⑧ 個別法に基づく広域連携制度	⑨ 府省要綱・通知に基づく広域連携制度
・単純な事務処理共同を目的とした制度 ・各構成自治体に意思決定権が保持	・事務処理共同に加え、長と議会の公選や各構成自治体への勧告権、国・都道府県からの権限委譲が特徴だが、公選や勧告権は実現例なし	・自治体間協議により規約を締結し特定事務の執行委託する制度 ・受託自治体の規則等が適用され、委託自治体の意向は反映されにくい	・連絡事務や計画策定事務等の簡素化と合理化を目的とした制度 ・実際の執行は各自治体の長等の名で実施	・委員会・審議会・審査会等を共同で設置する制度 (例) 公平委員会、介護認定審査会、教育指導主事等	・特別地方公共団体の設置手続のハードルの高さ①事務の委託におけるサービスの不安定性などの解消を目的とした内部組織の共同設置制度	・他の自治体から職員の派遣を求めることができる制度 (例) 一部事務組合や広域連合への派遣、被災地派遣等	・施設を自治体区域外に設置できる制度 ・協議によって自治体施設を他自治体の住民が利用できるようなる制度	
(a) 個別法に基づく仕組み	(b) 府省要綱・通知に基づく仕組み	(c) 自治体独自の仕組み	① 職員の相互併任による任意組織による事務処理	② 民事上の委託契約	③ 任意協議会・協定	・各自治体職員の相互併任による任意組織を設け事務処理を行う仕組み (例) 地方税の滞納整理等での活用例	・民事上の委託契約によって他の自治体に対して業務委託 ・民間委託と同様であり、契約は事業行為に限定	・自治体が自主的に設置する協議会・協定 (例) 市町村合併の任意協議会、姉妹都市協定等

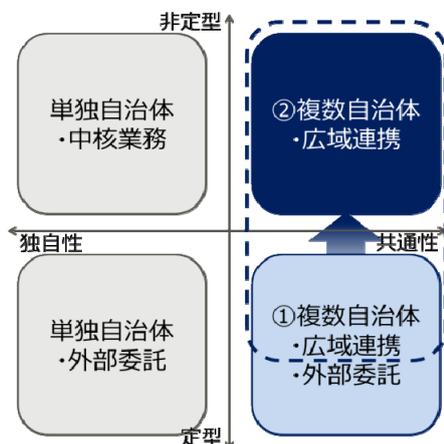
### (3) 複数自治体間の合意形成・機運醸成に向けた第一歩

現時点では、広域連携の機運が醸成されていない自治体であっても、将来の社会経済構造の変化を見据えた簡素で効率的な広域連携の確立・拡大に向けた調査研究は、いまから取り組むことが求められます。

その理由は、複数自治体間での合意形成を図り、住民の機運を高めていくためには、多くの時間とその根拠となる情報が必要となるためです。

富士通総研では、構成自治体における行政経営や地域経営、広域連携の現状・課題を正確に把握した上で、連携可能性のある政策・施策・事務事業を特定します。現在連携が多く実施されている定型業務だけでなく、非定型業務についても、連携可能性を高める要件を整理することが重要と言えます（右図参照）。

これらの調査研究を通じて作成された情報をもとに、合意形成や機運醸成に向けた情報発信などもあわせてご支援します。



## 2. 広域連携調査研究支援の進め方

簡素で効率的な広域連携の確立・拡大に向けた調査研究にあたっては、以下の図のような進め方で行うことが効果的です。このような調査研究の過程で作成された情報をもとに、複数自治体間での合意形成や住民に対する情報発信につなげることが求められます。富士通総研は、これまでの広域連携調査研究支援（総務省からの自治体委託事業による建築基準行政・コミュニティバス・公共施設・オープンデータの広域化検討や、広域自治体からの基礎自治体支援に向けた事例調査・広域化検討等）や自治体経営確立支援、定住自立圏構想策定支援などの経験をもとに、調査研究活動を包括的にご支援します。

1	業務・企画設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成自治体の選定の検討</li> <li>調査研究会の進め方（テーマと検討項目）の検討</li> <li>調査研究会の目的・目標の設定</li> </ul>
2	現状・課題整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成自治体の自治体経営の現状・課題の検討・整理</li> <li>構成自治体の参加する広域連携の現状・課題の検討・整理</li> </ul>
3	先進事例把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題解決に成功した先進事例の概要把握</li> <li>先進事例視察</li> </ul>
4	対応策検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする広域連携事務種別の検討・整理</li> <li>広域連携事務種別に応じた広域連携制度の検討・整理</li> <li>人事面・資金面・情報面・ガバナンス面等論点別対応策の検討・整理</li> </ul>
5	展開戦略整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究内容をいかした今後の広域連携展開戦略の検討</li> <li>調査研究内容をいかした継続的情報発信方法の検討</li> <li>調査研究報告書の作成</li> </ul>

## 3. 富士通総研の広域連携調査研究支援の特徴

### （1）全国の自治体経営の確立を支援するコンサルタントによる実効性・実現性の高い調査研究支援

富士通総研では、今後の厳しい資源制約の中、必要な施策・事業を絞り込み、単独自治体でのPDCAサイクルを確立するとともに、広域連携も活用したPDCAサイクルの確立が極めて重要になるとの認識を有しています。

富士通総研では、一般市から政令市まで、様々な規模の自治体経営確立支援に取り組んでいます。資源配分を明確に意識した総合計画策定支援、弾力的資源配分に資する施策評価・事務事業評価支援、事務事業改革など、PDCAサイクルの確立に向けたご支援を継続的に行っているコンサルタントが実効性・実現性の高い調査研究をご支援します。

### （2）北海道大学公共政策大学院・東京大学先端科学技術研究センターとの連携による調査研究支援

富士通総研と北海道大学公共政策大学院では、「新・地方自治フォーラム」という地方自治にかかわるフォーラムを中心に共同で調査研究活動に取り組んでいます（<http://www.pppnews.org/>）。また弊社の若生は東京大学先端科学技術研究センター客員研究員として、自治体戦略2040副座長・地方制度調査会委員の牧原出教授と連携して研究を行っています。

広域連携においては、総務省による「新たな広域連携促進事業」などにより、様々な新たな制度の調査研究や導入検討が進められています。富士通総研では、これらの動向や先進事例等を確実に把握するためのネットワークを有しており、調査研究活動を強力にご支援します。

このカタログに掲載されている内容については、予告なしに変更することがありますのでご了承ください。

2019年8月

### お問い合わせ先

#### 株式会社富士通総研

コンサルティング本部 行政経営グループ

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー TEL:03-5401-8396